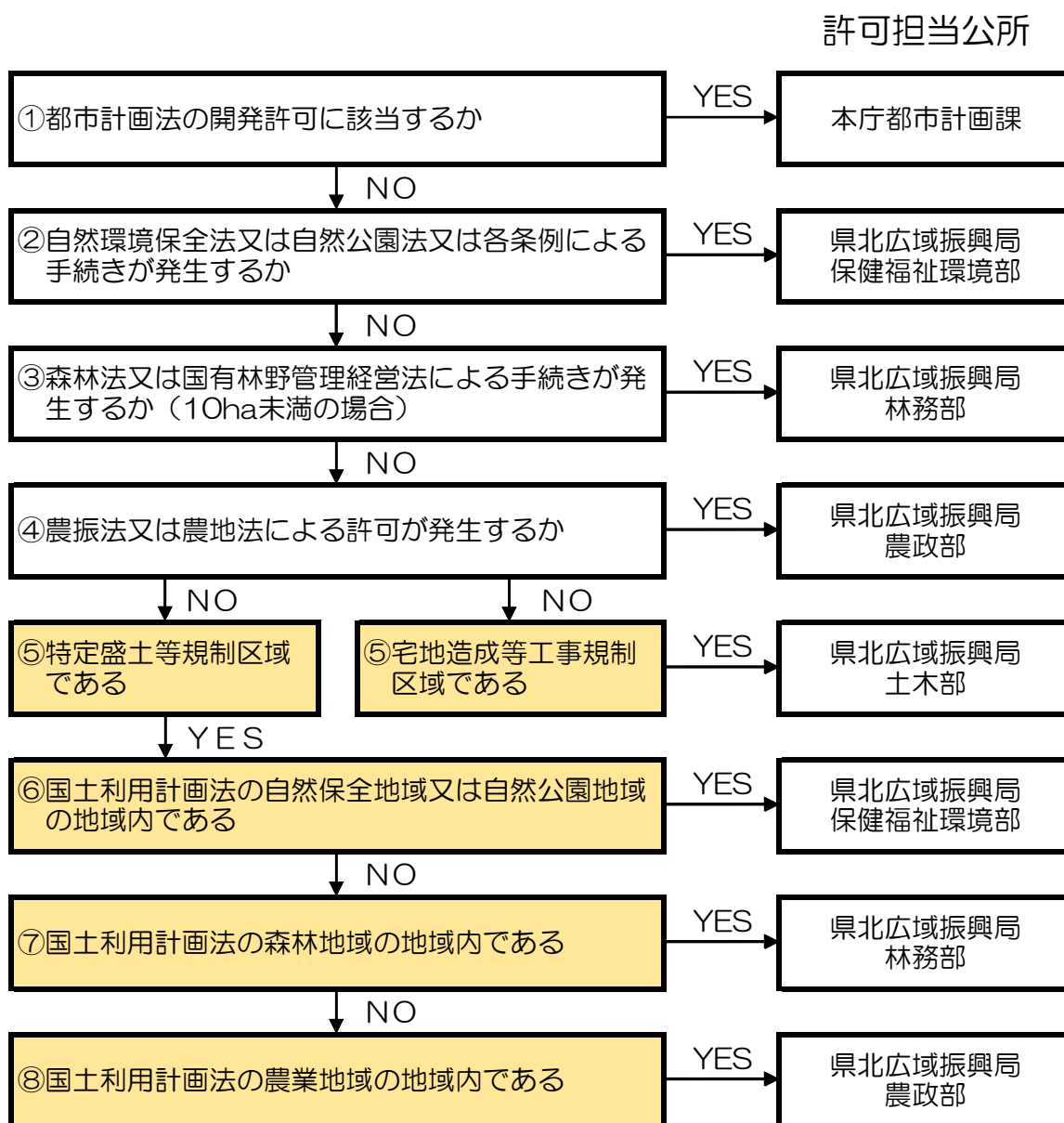


盛土規制法許可担当公所判定フロー（久慈市・洋野町・野田村・普代村の場合）



※⑤～⑧の区分は、いわて盛土情報システムの地図上で判定できます。

※複数の市町村にまたがる場合又は大規模な場合は、別途調整が必要となります。

※都市計画法第29条の開発許可があった場合、盛土規制法の許可があったものとみなされます。

【許可担当公所連絡先】

- ・ 県北広域振興局土木部 0194-66-9687
- ・ 県北広域振興局農政部 0194-53-4983
- ・ 県北広域振興局林務部 0194-53-4984
- ・ 県北広域振興局保健福祉環境部 0194-66-9681
- ・ 本庁都市計画課 019-629-5888